

WITH YOU

保険情報ペーパー「ウィズ・ユー」

自転車の加害事故 22,227件

自転車でも重い責任が
高額賠償のケースも…

「社会問題となっている「自転車事故」。警察による指導・取り締りも強化されていますが、依然、歩道などを猛スピードで走り抜ける危険な利用者は後を絶ちません。もし事故になれば、自らが大きなケガをするだけでなく、歩行者にケガを負わせると、高額な賠償責任を負う場合も出てきます。

警察庁の統計によると、平成23年の自転車乗用中の交通事故は14万4,018件あり、交通事故全体の件数が減少している中、自転車事故の占める割合は5年連続で2割を超え、高止まりの傾向が続いています。自転車乗用中の死者数は628人で、約6割が65歳以上の高齢者です。一方、負傷者の数は14万3,110人で、そのうち子ども（15歳以下）と若者（16～24歳）が4割を占めています。また、自転車事故の8割以上が自動車との事故ですから、自転車側が被害者となるケースが多くなっています。

ただ、自転車が第1当事者（過失の最も重い者。過失が同程度の場合は被害の程度がより軽い当事者）となった、いわゆる加害事故の件数は2万2,227件あり、自転車事故全体の15.4%となっています。その事故の要因は、安全不確認や一時不停止、信号無視などのルール違反によるものです。「自転車だから大丈夫」「事故を起こしたと



しても大事にはならない」と、そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大事故へとつながります。

道路交通法上、自転車は車両の一種（軽車両）です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。しかも、相手にケガを負わせた場合は民事上の損害賠償責任も発生します。自転車事故であっても被害の大きさによっては、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は未成年といえども責任を免れることはできません。

2013年1月作成



フォーユーシステム株式会社

〒989-6135 宮城県大崎市古川稲葉字浦田32-1
古川の通報は大場いい 通話いや
TEL 0229-24-0855 FAX 0229-24-0855
<http://www.foryousystem.co.jp>